

調整給付金(不足額給付分)(※)申請書(専従者・合計所得金額48万円超)

※調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に給付した調整給付金(当初給付分)注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として給付額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を給付するものです。

注:調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額または令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を給付したものです。

給付市区町村
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

高島市

市区町村
受付印

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の給付対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額および令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主または世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の給付要件に該当する場合、原則として4万円(※)が給付されます。高島市における確認の結果、給付要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は給付されません。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【給付要件】

- 以下のいずれかの条件を満たすこと
- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額および令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税および調整給付金(当初給付分)の給付対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
 - ・地方税法第32条第3項および第313条第3項の規定による青色事業専従者また同法第32条第4項および第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税および調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

- ② 調整給付(不足額給付分)の給付要件の該当性等を審査等するため、高島市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現 住 所
	男・女	年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 不足額給付金申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座（原則、1. の申請・請求者の口座とします。）

以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

□ ①下記の口座 への振込を希望します。

(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名		分類	口座番号 ※右詰めでご記入下さい				口座名義 (カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください	
金融機関コード		1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座					
ゆうちょ銀行		通帳記号 〔 6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい 〕		通帳番号 (右詰めでご記入下さい)		口座名義 (カナ) ※通帳の表記に合わせてください				
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。		1 ※								

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、調整給付金担当までお問い合わせください。

□ ②下記の現に使用している申請者名義の口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)

□ 上下水道料引落口座 □住民税等の引落口座 □児童手当等の受給口座 (希望する場合はいずれか1つをチェック)
※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、関係部局に照会することを承諾します。

提出書類

☐『調整給付金(不足額給付分) 申請書(専従者・合計所得金額48万円超)』(本書類)
※必要事項をご記入ください。

☐ 誓約・同意書事項(表面中段)
☐ 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
☐ 振込口座(表面上部)
☐ 署名(裏面下部)

☐『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)』
※受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

☐『世帯員全員の令和5年度および令和6年度個人住民税の課税証明書の写し(コピー)』

→

これら2つの書類は、令和6年に当市に転入された方のみをご用意ください。

☐『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※申請者の 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を添付してください。

☐『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(2. 振込口座で①をチェックした方のみ)
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー) など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を 添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人(代理人)確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー) (いずれか1つ)
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

「2. 振込口座」の①に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。
※②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要